

# 下請取引の適正化に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

## 調査の背景・趣旨

- ◆ 下請取引の適正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請法（下請代金支払遅延等防止法）や建設業法により、下請代金の支払遅延などの禁止や書面交付の義務等が規定
- ◆ 国は、立入検査や親事業者に対する指導・勧告等を行うとともに、法制度の周知・啓発、相談窓口の設置、下請Gメンによる取引実態の把握などに取り組んでいる
- ◆ 一方、下請法違反の指導・勧告件数や国の相談窓口に対する相談件数は年々増加（図①②）しており、依然として「下請いじめ」はなくなっていない状況にある

◎ こうした状況を踏まえ、法制度の周知に係る取組や相談窓口における対応の状況及び課題のほか、下請事業者の行政ニーズ等を調査【※各行政機関への調査に加え、下請事業者187社からの個別ヒアリング及びアンケートによる意識調査（回答数2,701社）を実施】

## 主な調査結果

### 1. 法制度の周知・啓発

- 国は講習会等を実施しているものの、下請事業者の法制度の理解は十分とはいえない状況
- 事業者側には知識獲得のニーズ等があるが、講習会への下請事業者の参加実績は低調。その理由は主に、開催自体が十分知られていないこと、時間・場所の都合が合わないこと（平日夕方や土日の開催を望む声あり）

### 2. 相談窓口※の対応

（※公正取引委員会（本局・地方事務所）、中小企業庁・経済産業局、下請かけこみ寺、地方整備局、都道府県において、下請事業者から個別事案の相談等を受け付け）

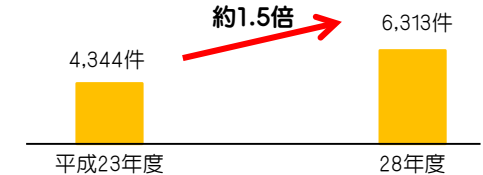
- 相談窓口の利用は低調。その理由は、そもそも窓口の存在が下請事業者に十分に知られていないことのほか、相談すると親事業者から取引関係が解消されるおそれがあること等
- 窓口の対応に関し、下請事業者からは、親事業者による報復の防止、継続的なフォロー、処理結果の連絡、問題解決への国の積極的な関与などの要望があるが、現場の対応をみると、これらに十分に答えられていない状況（事例）あり

### 3. 取引実態・行政ニーズの把握

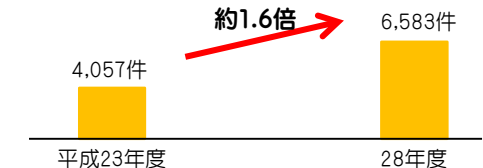
- 下請事業者からは、下請いじめをなくすためには、国による様々な取組が必要との意見（法の周知、立入検査・指導の強化、制裁・罰則の強化、親事業者からの報復の防止、法の適用対象範囲の拡大など）
- ⇒ 国は、昨年から下請Gメンによる事業者訪問を開始するなどの取組を実施。多様な行政ニーズ等を踏まえ、これら実態把握の取組の継続・強化（下請Gメンの認知度や活動の向上を含む）が期待。実態把握においても下請事業者が抱く「親事業者による報復の恐れ」が課題であり、対策の検討等が求められる

勧告日：平成30年8月10日  
勧告先：公正取引委員会、経済産業省、国土交通省

図① 下請法に基づく指導・勧告件数  
(公正取引委員会)



図② 相談受付件数（下請かけこみ寺）



## 主な勧告

- 案内方法、開催時間・場所など講習会の運営を見直し、受講機会の一層の確保

[公正取引委員会、経済産業省、国土交通省]

- 窓口の一層の周知 [公正取引委員会、経済産業省、国土交通省]
- 報復に関する対策の重要性を踏まえ、相談対応後の取引状況のフォローに着手するなど、窓口の運営の見直し等

[経済産業省、国土交通省]

# 1. 「下請いじめ」の状況

全国11の都道府県庁所在市に事業所を置く製造業者（資本金1,000万円以下）、建設業者（同500万円未満）各5,000社、計10,000社を対象に調査を実施（平29.11～12）。有効回答数は2,701社。うち、調査時点で下請事業者として取引がある事業者は2,131社

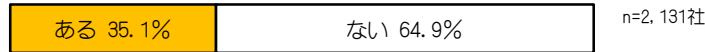
## 主な調査結果

結果報告書P2～P7

下請事業者に対する意識調査によると、

○ 35%がいわゆる「下請いじめ」を経験したと回答

親事業者から禁止行為に該当し得る行為を受けた経験



○ 66%は「下請いじめは減ってきている」とする一方、23%は「減っていない」と回答

「下請いじめ」に関する下請事業者の意識



# 2. 法制度の周知・啓発

結果報告書P8～P16

- 下請法は、下請取引の適正化・下請事業者の利益保護のため、親事業者の遵守すべき義務（書面の交付など）や下請事業者に対して行ってはならない禁止行為（下請代金の支払遅延、下請代金の減額・買いたたきの禁止など）を規定。また、建設業に関しては、建設業法で下請事業者を保護
- 国は、法制度の周知のため、パンフレットの配布のほか、講習会等を全国で開催

## 主な調査結果

○ 下請事業者の法制度の理解は十分とはいえない状況

✓ 下請事業者の7割は法の禁止行為を十分理解していない状況（図③）

○ 事業者側には法制度の知識獲得へのニーズ等はあるが、国の講習会に実際に参加した者は少数（意識調査2.5%、実地調査11.8%）

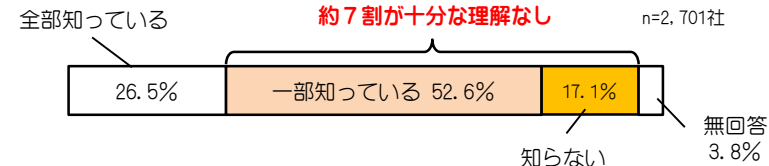
✓ 下請事業者からは、「制度を理解していないと親事業者の不当な要求や行為に応じ続けることになる」、「制度理解が親事業者に対する牽制効果となる」などの指摘あり。また、実際に参加した者の7割強が役に立ったと評価

○ その主な理由（約7割）は、開催を知らないこと、及び、時間・場所の都合が合わないこと（図④）

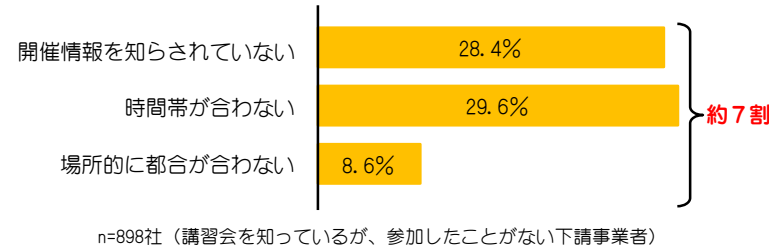
✓ 国はHP等により開催案内をしているが、6～7割の事業者は、国が講習会を開催していることを知らず（意識調査63.4%、実地調査74.9%）

✓ 国は毎年、通常、平日の昼間に開催（一部、土曜開催等の例あり）しているが、下請事業者からは、従業員が少なく、一人でも抜けると業務が回らないため、平日日中では参加困難などの声

図③ 法による禁止行為の認識（意識調査）



図④ 講習会に参加していない主な理由



## 主な勧告

■ 案内方法、開催時間・場所など講習会の運営を見直し、受講機会の一層の確保が必要〔公正取引委員会、経済産業省、国土交通省〕

### 3. 相談窓口の対応

- 国等は、下請事業者が抱える個別の問題の解決を図るため、事業者から相談等を受け付ける窓口（下記）を全国各地に設置
  - ✓ 公正取引委員会：本局及び地方事務所・支所
  - ✓ 中小企業庁：本庁及び経済産業局、下請かけこみ寺（公益財団法人全国中小企業取引振興協会に委託）
  - ✓ 国土交通省：地方整備局等（駆け込みホットライン）、都道府県

#### 主な調査結果

- 相談事案があっても実際に相談窓口を利用したことのある下請事業者は少数。主な理由は、窓口の存在を知らなかったことのほか、親事業者からの報復の恐れなど  
 ⇒ 窓口周知の要望もあり、窓口の周知が必要。また、利用した者の半数は問題解決につながらなかったとしており、周知以外の取組も必要
- 相談窓口の対応に関し、下請事業者には、窓口の周知のほか、親事業者による報復の防止、継続的なフォロー、処理結果の連絡、問題解決への国の積極的な関与などの意見要望があるが（図⑤）、現場の窓口※では、こうした要望に十分応えられていない状況（下記事例）がみられた

〔意識調査の結果、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある下請事業者749社のうち、国等の相談窓口を利用したことがある下請事業者は2.9%（22社）。うち11社が問題解決につながらなかったと回答〕

[※12下請かけこみ寺、7地方整備局及び10都道府県の事案の処理状況等を調査]

#### ① 親事業者による報復の防止及び継続的なフォロー

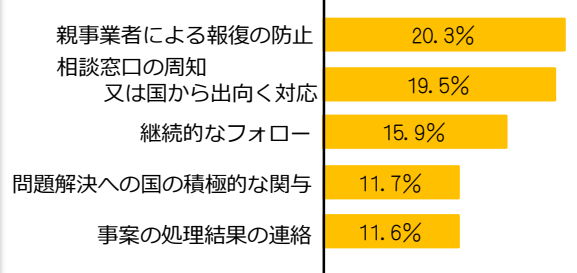
- 調査した機関では、1機関を除き、相談対応後、相談者と親事業者との取引の継続状況（⇒報復に関する状況）を把握する取組は行われていない  
 ⇒ 報復のリスクがなくなると国に相談できないとする事業者の声も踏まえ、対応が必要
- 建設業法関連の下請取引に関し、地方整備局及び都道府県において、事業者からの通報を端緒として親事業者に対する処分や指導を行った事案について、その後、親事業者が改善措置を講じたかどうかを確認していない例あり

〔191件の事案処理を抽出調査した結果、親事業者への指導が行われた17件のうち15件（地方整備局6件、都道府県9件）は、当該親事業者が改善措置を講じたか未確認〕

#### 主な勧告

■ 下請事業者に対する相談窓口の一層の周知を図ること  
 （公正取引委員会、経済産業省、国土交通省）

図⑤ 窓口対応に関する主な意見要望



n=749社（禁止行為に該当し得る行為を経験した下請事業者）

■ 親事業者からの報復の恐れへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取組に着手すること  
 （経済産業省、国土交通省）

■ 改善措置状況の的確なフォローアップを実施すること  
 （国土交通省）

## ② 事案の処理結果の連絡

- 下請法違反の申告に関して、公正取引委員会は、申告者のうち希望する者に対して処理結果を連絡しているが、中小企業庁及び経済産業局においては、申告者に処理結果を連絡していない
- 建設業法違反の通報に関して、地方整備局及び都道府県によって、通報者への処理結果の連絡に関する取扱いが異なっている

〔調査した機関のうち、4都道府県では希望する通報者には連絡、2地方整備局1都道府県は事案に応じて連絡又は不連絡、2地方整備局2都道府県では事案にかかわらず連絡しない、という取扱い〕

## ③ 問題解決への国の積極的な関与

- 下請かけこみ寺は、下請法違反になり得る相談事案については、相談者の意向に応じ指導等の権限を持つ経済産業局に取り次ぐこととされているが、相談者への意向確認が適切になされていないなどの例あり

### ① 相談者の意思の確認が不十分な例

7下請かけこみ寺において、厳正な法の執行を求めるかの意向を相談者に明示的に確認せず、相談者からその旨の発言がない場合は経済産業局に取り次がず

### ② 相談者の意向に十分対応していないと考えられる対応例

中小企業庁の方針では、相談者が親事業者との取引の継続を希望しつつも、法の厳正な執行を求めている場合は経済産業局に取り次ぐこととされているが、3下請かけこみ寺において、相談者自身で経済産業局や公正取引委員会に申し出るよう求めるなどの独自の運用の例あり

☆ 経済産業局に取り次がれて必要な指導等がなされるべき事案が、取り次がれることなく埋没してしまうおそれ

- 地方整備局及び都道府県において、建設業の請負代金の支払に関する事案に関して、事実確認を行い、指導を行うといった行政側として関与できる余地があるにもかかわらず、民事契約に関するものとして案内・教示で処理完了とする取扱いとする例あり  
(10機関のうち8機関)

- 申告・通報の処理結果の連絡の在り方について、必要に応じ関係機関と協議しつつ、検討・整理すること

(経済産業省、国土交通省)

- 下請かけこみ寺における下請法違反になり得る事案の取扱いについて、相談者の意思の確認方法の明確化や、運用ルールを徹底すること

(経済産業省)

- 建設業の請負代金の支払に関する事案への対応について運用の統一化を行うこと

(国土交通省)



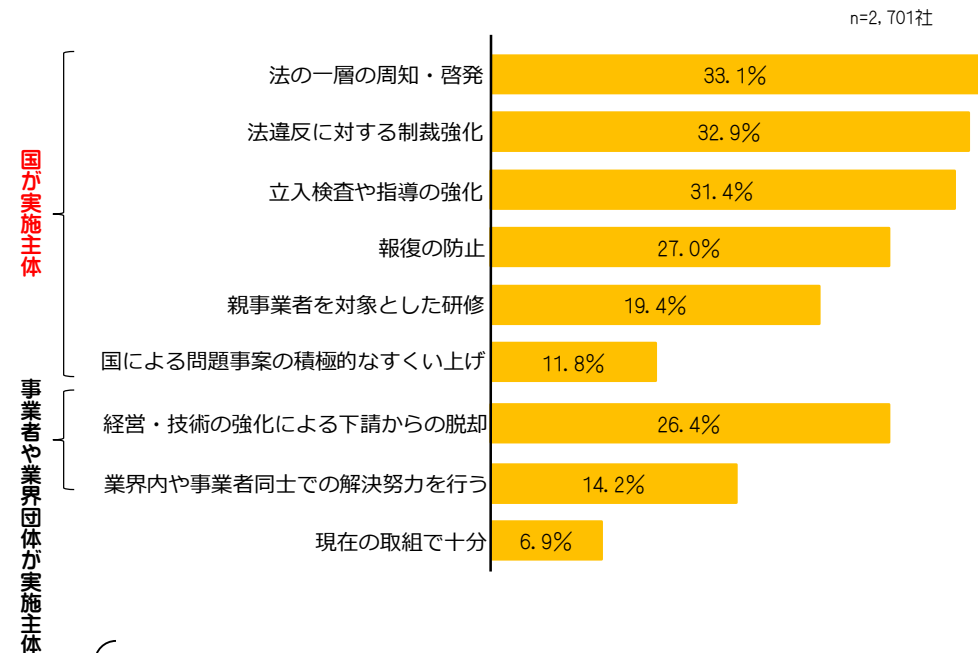
## 4. 取引実態・行政ニーズの把握

- 現在、国は、関係府省連絡会議等において、業界が策定した自主行動計画の実施状況などのフォローアップなどを行うとともに、下請取引の実情を把握する取組を実施中。また、実態把握等のための新たな取組として、中小企業庁において、下請Gメン（取引調査員）による下請事業者訪問を平成29年1月から開始。平成29年度は全国で2,000社以上の訪問を目標としている

### 主な調査結果

- 下請事業者からは、下請いじめをなくすためには、国が実施主体となる様々な取組が必要との意見。このほか、事業者が主体となる取組についての意見もあり。他方、現在の取組で十分とする意見は少ない（図⑥）

図⑥ 「下請いじめ」をなくすために必要な取組（主な意見）



### 【下請事業者の意見例】

- 下請事業者が下請法の内容を理解していなければ、親事業者の不当な要求や行為に応じ続けることになり、下請法違反が発覚しない。そのため、下請事業者に対して、下請法の周知に力を入れることが効果的と考える
- 法の適用対象範囲の拡大と罰則の強化を併せて行うことで、下請いじめに歯止めをかけることができるのではないかと考える
- 親事業者からの報復（取引停止等）のリスクが、国に救済を求めない原因になると考えられるため、そのリスクがなくなることはないかと相談できない
- 積極的に下請事業者を訪問し聞き取りを行うなどして、親事業者が厳しく下請事業者を締め付けている実態を把握し、必要な改善を図ってほしい

※下請Gメンの訪問を受けた事業者の中には、報復の恐れから実態を話せなかったとする者もいたが、その活動を積極的に評価する者もあり

- ✓ 上記のほか、法違反への罰則の強化や法の適用対象の範囲の拡大などの要望もあり。調査した事業者の中には、法の定める資本金要件によって法の適用対象外になるものの、法の禁止行為と同じような行為を受けたことがあるとする事業者もあり（34事例）、資本金だけでは下請取引における力関係は判断できないのではないかなど意見あり



- 国は、平成29年1月から下請Gメンによる事業者訪問を開始するなど、現在、関係省庁において実態把握の取組を実施中  
⇒ 上記のような様々な現場の実態・行政ニーズがあることを踏まえつつ、下請Gメンの認知度向上や活動強化を含め、これらの取組の継続・強化が期待される（実地調査した下請事業者（製造業者）のうち、下請Gメンの存在や活動を知っているのは119社中26社）。その際、実態把握においても、下請事業者が抱く「親事業者による報復の恐れ」が課題であり、対策の検討等が求められるところ